

生活福祉委員会会議録

平成25年12月2日

13時00分

開 会

13時52分

閉 会

網 走 市 議 会

午後 1 時00分開会

○渡部委員長

時間となりましたのでただいまから生活福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会の議件は市民健康プール建設概要についてと、行政視察の取りまとめについての2件です。

まず初めに、市民健康プール建設概要について理事者の説明を求めます。

○岩本スポーツ課長

市民健康プール建設概要について、説明いたします。

11月18日に総務文教委員会で説明させていただきましたが、健康増進機能を含めた施設のため、生活福祉委員会においても説明をさせていただきます。

市民健康プールの基本的な考え方とし、従来の課題でありました通年利用のできるプールとし、競泳プールは公認のコースを配備し、公認大会が可能な施設と考えております。

健康増進機能として水を活用して疾病の予防につながる多目的プールの建設を予定しております。また、幼児から小学生が容易に水に親しめる、水深の浅い児童プールを設ける予定であります。さらに多目的スペースを設け、軽運動を初め水中運動と軽運動を組み合わせることのできる施設を考えております。

次に、建設概要について説明いたします。資料の2号をごらんください。

建設位置は駒場南1丁目17番地の運動公園内テニスコートに建設いたします。プール本体は鉄筋コンクリート一部鉄骨造で、一部2階建て、2,499平米を予定しております。駐車場はプール本体に隣接しております元テニスコート跡地に2,400平米で70台程度駐車できるものを予定しております。また、プール玄関近くに身障者用駐車場の2台分設置を考えております。

現在のプールを解体後、トレーニング室120平米を総合体育館に増設し、残りのスペース1,280平米に約50台分の駐車場を造成いたします。

プール本体の内容であります。資料2号の3ページをごらんください。

競泳プール7コース、水深は140センチです。当初、4コースを可動床と考えておりましたが、故障が多いこと、メンテナンスにかなりの費用がかかる

ことで設置しないこととし、そのかわりとしてフロアという、高さ40センチの移動式の構造のものを沈め、必要に応じて高さを確保したいと考えております。

次に、多目的プールは勾配の少ないスロープを設け、108.5平米、深さ1メートル、さらに壁側に手すりを設置したいと考えております。水中歩行や水中エアロビなどが実施できるプールを予定しております。児童プールにつきましては78.4平米、深さ60センチとし、その横にジャグジーを設置します。それぞれの水槽へは独立した配管を設け、水槽ごとに水温が設定できるような構造と考えております。

多目的スペースは216平米でバレーボールコートより大きい面積となります。ヨガやエアロビクス、健康トレーニングなどができるフロアであり、さらに高齢者の方々が軽運動やストレッチ、さらにはメディカルチェックなどができる多目的スペースを設置する予定です。多目的スペースのプール側の壁をガラスとし、大会時には観客スペースとして使用できるようにいたします。

また、2階に観客スペースを設け、大会を含め観覧ができる場所を設置しようと考えております。

そのほか、更衣室には個室で着替えられるスペース、シャワー室にも個室を設けた施設を考えており、さらに健康増進機能を持たせた施設の観点から、多目的更衣室、多目的トイレの設置を予定しております。

総務文教委員会で、御指摘がありました2階控室をひな壇の観客席にしてはという御意見をいただきました。観客席を設置するためには、消防法をクリアしなければなりません。そのためには2方向の避難口となる階段の設置が必要となり、さらにエレベーターを設置しなければなりません。お示ししている平面図では、そのスペース確保は非常に難しいと考えております。

また、プール本体の天井高さを1.5メートル上げ、さらにプール自体を3メートルほど下げなければ、ひな壇の上から水面が見えないことから、その分プールの部屋を増築しなければなりません。

さらに仮に設置できたとしても、金額的に2億円を超える費用がかかることから、観客席の設置は困難であると考えております。

また、大会時に使用するタイム測定機、タッチ板を導入しております。

建設費用であります、実施設計を経なければ具体的な数字については申し上げられないのですが、プール本体が14億1,000万円、その他で2億7,000万円、計16億8,000万円と見込んでおります。

以上が建設概要であります。

○渡部委員長

質疑に入ります。

○松浦委員

生活福祉委員会なので、質疑となればおのずと制限がされるというふうには思うのですが、総務文教委員会の中でもお話がありましたように、例えば多目的トイレというのがホールのあるのだけれども、これはどういう人たちが主に使うことになるのですか。

プールに入っている人たちなのか、入る前に使うのか、その辺具体的にどういう構想でそうなったのか伺いたいと思います。

○角田建築課長

多目的トイレと申しますのは、これは入館された方が使用してもよろしいですし、基本的には、ここに来るお母さんたちだとか、その他いろいろな方々が使えるような状況になるためのトイレとしています。

○松浦委員

つまりプールを使用していた障がい者の人たちも含めて、使うことになるのではないかと思いますのですが、その辺はどうなりますか。

○角田建築課長

プールに入る方も入らない方も、皆さんここで使える場合には使っていただくという目的になっております。

○松浦委員

そうなりますと、例えばプールを使っていた障がい者の人がトイレに行きたくなったという場合に、今のこの場所ですと着替えるとかいう方法をとらないと、ここを使えないことになるのではないかと思います。素人ながらに思ったのですが、その辺は大丈夫なのでしょうか。

○角田建築課長

それはプールに入って、例えば水着のまま出入りして使うという意味でございますか。

これにつきましては男子トイレ、女子トイレも、このところに基本的には、障がい者の方も使える状況で設置するようにしておりますので、プールを

使う方については、それぞれの女子トイレ、男子トイレ、ここについては両方入れるような状況になっていきますので、対応ができるかと思っています。

○松浦委員

それにしても、私が見てきたプールの中でのトイレの位置というのは、やはりできるだけ近いところのほうがいいという印象を持っているので、ぜひその辺は今後の中でしっかりと利用しやすいような形にさせていただきたいというふうに思います。

それから多目的プールですけれども、私が聞いた利用している人たちとの話ですと、この水深が1メートルなのだけれども1メートル10センチが好ましいというふうなお話も伺いました。

それから、児童プールについても60センチだけれども、75センチあるのが好ましいと。例えば水深を調整するのは、水の量をふやしたり減らしたりすれば調整できるので、もともと水深が低い浅い形に持っていくと調整はしにくいと思うので、最初から例えば10センチほど深くするのに、そのことによって大金がかかるというようなことはそんなに設計ではないだろうというふうに思うのですけれども、その辺は多目的ホールでいえばあと10センチ深くする、あるいは児童プールではあと15センチ深くするということは相当困難なのでしょうか。

○角田建築課長

技術的にはそれほど困難とはならないと思いますけれども、面積に応じまして下げるものですから、その時の金額についてはこの場では把握しておりませんので、その金額によってはちょっとなかなか難しいということは出てくる可能性はあります。

○松浦委員

そういう意味では、私は浅いのを後から深くするということは、まず相当な金額がかかるのでできないと思うので、それはやはり当初からそういう要望もありますから、違う要望もあるかもしれませんけれども、できればそれぐらい欲しいという話もあるので、その辺の先ほど総務文教委員会でもありましたけれども、その辺検討した結果、今の多目的プール1メートル、児童プール60センチとこういうふうになったということなののでしょうか。

○岩本スポーツ課長

おっしゃるとおりで、いろいろと深さもこのほうがいい、このほうがいいという意見がありまして、それをすり合わせたというか、いろいろな意見をひ

ろった結果、この深さになったということで御理解いただければと思います。

○松浦委員

いろいろな団体が利用するのだと思うのです。

水泳協会の人たちも当然たくさん使うだろうし、そのほかのサークルや利用者も使っているという中で、やはりそういう声も私なりにあったものですから、その点をあえて聞いたわけですが、この辺ぜひもう少し深い方法もあるわけですから、その辺ぜひ検討していただきたいのと、今後の検討の中でやっていただきたいなというふうに思います。

それから採暖室についても、先ほど総務文教委員会の中で議論ありました。

これは健康上からいっても、ジャグジーで温まるのは、当然それはそれとして大変有効だし、それからやはりぬれた体、特に頭髮などは、ジャグジーでは乾かないということですから、そういう意味でいえばいわゆる水泳をやって、健康な人はいいいですけども、高齢者とか障がい者といった方々にいいますと、夏場はそれなりに我慢できるかもしれないけれども、冬場マイナス15度とか20度ぐらいなるときに、そういった形で頭がぬれた状況の中で外に出るということは、健康のためにも私はよくないのだろうと。

そういう意味でも採暖室というのは絶対に必要な施設だというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○岩本スポーツ課長

午前中の総務文教委員会でもかなり議論をしたところであります。

暖をとるという意味では今回ジャグジーが設置をされて、今御指摘のとおりぬれたものを乾かす機能では当然ありません。

暖房の吹き出しのところで温かい空気が出るような工夫をしたり、さらに更衣室にドライヤーを設けて、そこで今御指摘ありました髪の毛などはしっかり乾かして帰っていただければと思いますので、ジャグジーで暖をとって、今言った方法で快適にとまではないかと思いますが、採暖室がわりというようにすることで利用いただければというふうに思っております。

○松浦委員

私は採暖室というのは、ジャグジーもそうですけれども、採暖室というのは、やはり複数の人たちが

当然入ります、単独もあるかもしれませんが、大概集団で来ますから。

それで特に多目的プールなどを使用する人たちでいえば、高齢者とか障がい者の方だとかが多い、あるいは児童プールであれば子どもたちということになるわけですから、例えばそこで一定の運動や機能回復訓練だとかいろいろして、そして出てきたときに、やはり採暖室の中で懇談とかいろいろ雑談をしながら、きょうの訓練ではこうだったとか、いろいろなコミュニケーションを図る、そういう場にも採暖室というのは役割があるのではないかというふうにも思うのですけれども、その辺からいっても私は必要性を感じるわけです。その辺いかがお考えですか。

○岩本スポーツ課長

実際今、採暖室があるプールがあるわけで、今委員がおっしゃるような形で使われてコミュニティーの場としてもなっておりますが、本来の目的というのは暖をとるということですので、今言ったようなことはロビーや更衣室でも可能なと思いますし、多目的ホールという本当の運動フロアも設置するわけですから、そこがいろいろな、今言ったコミュニティーの場にもなろうかと思っておりますので、先ほど言ったような対応で考えさせていただければというふうに思っております。

○松浦委員

この辺は採暖室については、なかなか意見が合わないところであります。ぜひ私は今後ともこの辺は要望していききたいなというふうに思います。

あともう一点、多目的プールあるいは児童プールについてですけれども、ここはプールの中の床面はどのようなタイルなのか、滑らないようにしているのか、その辺はちょっと確認なのですから。

○岩本スポーツ課長

多目的プールの床はざらざらして、滑りづらいものをというふうに考えております。

児童プールにつきましては、通常の今のプールもそうなのですが、滑りどめのないというのはちょっと大きい子どもたちが入ったりすると膝とかをすったりするものですから、そこは通常の滑り止め加工のないものというふうに考えております。

○松浦委員

その辺はわかりました。

それから多目的スペースについて伺いたいのです

が、健康管理課としては、この多目的スペースについてどのような活用方法というのをお考えなのでしょうか伺います。

○林健康管理課長

多目的スペースにおきましては、例えばメディカルチェックが可能な血圧測定器、体脂肪計、それからエアロビクス等で活用できるというスペースの広さがございますので、バランスボールとか、あるいは軽体操用のダンベル等を設置して、御活用いただこうと思っております。

○松浦委員

そこで、結局そういうものを使って健康を維持していくという点では、やはり指導的な立場の人がいないと、むやみに運動すれば良いというものではありませんから。そういう意味では、そこを指導する人がきちんといなければならないと。

総務文教委員会中でも、週に何日とか決めてそこに職員、専門職の人をつけるような話もありましたけれども、つまりプールは基本的に週のうち6日ぐらいは稼働します。

基本的には、そのメニューに応じて、本来、専門家がそこにいるというのが一番好ましいやり方だというふうに思うのですけれども、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○林健康管理課長

ソフト事業に関しましては、これからいろいろ検討させていただきたいところですが、現在活動されている団体、あるいは指導されている方々がいらっしゃると思います。

健康管理課として考えていますのは、今活動されている指導者の方々が一つ。またその方々の協力を得られるかということも一つあります。

それから健康管理課として外注をかける、例えば教室等において外に指導をかける方法。

それからフリーに活用いただくという三つの活動利用方法があるかと思えますけれども、その辺御協力いただけるかどうかも含めまして、今後検討してまいりたいと考えています。

○松浦委員

今利用している人たちの中で、きちんと資格なり経験のあるという方であれば、しっかり指導なり援助というのはできるのだと思うのですけれども、その辺は問題はないのでしょうか。

○林健康管理課長

現在御指導いただいている方は、例えばエアロビクスとか軽運動の関係は、資格を持った方がいらっしゃると思うので、そういった方々にも御確認をとりながら事業を進めていきたいと考えています。

○松浦委員

やはり、ここを活用して健康を増進していくということが目的なわけですから、それにふさわしい形のメニューをつくり、そしてそこにふさわしい人を配置するということが非常に大事ですし、そしてそれをしっかりとデータとして蓄積をしていくというのが大事なのだろうと思います。

それが半年たち1年たった段階でどこまで健康が増進したのかと、こういうことをチェックできるようなものでなければ、せっかくプールと併設して健康増進施設のものも設置するということですから、そういうことが非常に大事なのだろうというふうに思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょう。

○林健康管理課長

例えば水中運動、多目的スペースを利用しながらエアロビクス等に関しましても、専門的知識を持った方の意見も聞きながら、あるいは御利用いただいた方に、個人個人に健康チェックシート、健康手帳なりを持っていただいて、御活用いただいた場合の日々の数値を自己管理していただいて、月1回あるいは週1回になるかはまだ今検討中でございますけれども、例えばうちの保健師が出張して、そこで健康相談を実施するとか、そういうことを考えております。

○松浦委員

具体的なメニューがまだ、見えてこないもので、なかなかこれ以上質問もできないわけですが、ぜひこれは健康増進という位置づけをしているわけですから、それにふさわしい形のメニューや、あるいは指導体制、状況によってはしっかり管理しなければならない。

特に多目的プールの中で何かをやるという場合には、監視する人とかそういうのがいないと、何かあったときに対応できないというようなこともありますので、その辺はぜひしっかりと対応を考えていく必要があるだろうとこんなふうに思います。

とりあえず私のほうからは以上です。

○渡部委員長

他に質疑ある方。

○金兵委員

私からもちょっと何点か質問させていただきたいのですけれども、身障者用の駐車場もつくるということなので、これは確認ということなのですけれども、そもそもこの施設は車いすで入っていくことも可能だということを想定されているということではなかったですか。

○角田建築課長

スロープによって風除室に入っていけるような形で、今計画をしております。

○金兵委員

バリアフリーだということで、車いすの方も利用することが可能だということですよ。

それで先ほど松浦委員からも質問あったのですけれども、この多目的トイレというのは例えば車いすの方が使えるような多分広いトイレだというようなイメージだったので、先ほど質問と答弁の中で例えば車いすの方々がプール使って途中でトイレ行きたくなったという、プールの中にあるトイレで用を足していただきたいというようなことをおっしゃっていたと思うのですけれども、このいただいた図面を見るかぎり一個一個の個室という普通の個室のような気がして、車いすの方々が使えるように考えられているのかどうかというのをもう一度確認したかったのですけれども。

○角田建築課長

現在女子トイレ、男子トイレそれぞれ1個ずつ、このままでいくと配置、男子トイレについては大便器1個なのですけれども、女子トイレにつきましても身障者の方や車いすの方が入っていけるような状況で、今のところ計画を進めております。

○金兵委員

私の認識が間違っていたらあれなのですけれども、例えばトイレの中までは入っていただけと。

一番スペース的に使うのは車いすからトイレに移動するときにスペースを使うという認識だったので、その1個分の普通のトイレのスペースで、それが事足りるということではなかったでしょうか。

○角田建築課長

そういうことではなくて、身障者の方も使えるような形でトイレを設置するという計画であります。

○金兵委員

また実施設計が上がってきたときには、広くなっているトイレの図面が上がってくるということで、認識させていただきたいというふうに思います。

あとジャグジーなののですけれども、これの水温というのは何度ぐらいというような予定があるのですか。

○岩本スポーツ課長

大体37、38度というのが通常のようなものです。

この分につきましては先ほども申したとおり、それぞれの水槽の配管というのが独立しておりますので、利用者の声を聞いて、今をベースとして上げたり下げたりというようなことで、一番適切な温度を確保したいというふうに思っております。

○渡部委員長

他に質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○渡部委員長

次に、行政視察の取りまとめをいたします。

今年度の行政視察の取りまとめ方法につきましては、9月12日開催の当委員会におきまして、各委員がレポートで報告し、それを取りまとめることで決定をいただいたところであります。

レポートはお手元に配布のように事前に提出をいただいているところでありますが、当委員会の中で簡単に各委員より随時報告を願いたいと思います。

最初に松浦委員から順番によろしいですか。

○松浦委員

10月15日から18日までの日程で行ってまいりましたが、16日に京都府京田辺市の老人福祉センター宝生苑と児童館の複合施設について見てきました。

この老人福祉センターでは、健康増進に関する教室と指導というのが、高齢者の健康増進を図るための教室を通じて、食事などに関する栄養バランスの指導や、健康づくりに適した運動の指導が行われておりました。

機能回復の実施ということでも健康増進ルーム、それから浴室というのがあって、高齢者の後退機能回復のための電位治療器というのがあって、これはちょっとよくわからなかったのですけれども、そういうものも活用して非常に人気もあるということでした。

あと生きがいや生活向上の指導ということで、音楽ルームだとか、カラオケルームまで用意してあるということでは驚いたりもしたわけなのですけれども、

いずれにしてもこの高齢者施設の利用というのは、月平均では7,000人、年間8万6,000人を超えていると。

児童館についても1日平均親子で66人利用ということで、年間では2万3,000人を超えているということ。

使用料が無料ということも要因の一つだというふうには思いますけれども、非常に施設利用が高いという点では関心をしたところです。

2カ所目は、三重県名張市に行ってみましたが、そこでは子ども条例というのが平成18年に、これは議員の提案によってつくられたということで、相当時間をかけて議論の末、4年近い日数をかけてつくったということでありました。

前文では、子どもはかけがえない大切な宝だというふうに位置づけておりましたし、子どもは日本国憲法や国際連合で採択された児童の権利に関する条約にも明記されているということで、基本的な人権としての自由、平等の権利などとともに、生きる権利、育まれる権利、守られる権利、参加する権利、教育を受ける権利、これを要するというふうに明確に述べております。

何よりも感心したのは担当職員が非常に熱心で、そして、その人たちに寄り添った活動がなされていて、これは大変な驚きでした。

そして同時に非常に感激をしたところです。

やはりこういった中で、子どもが育てられるという環境に努力しているということに、非常に感心したところでした。

それから3カ所目の兵庫県姫路市は、これは今回温水プールの建設、健康増進も含めてというようなことで、健康増進施設を見てきました。

ここの姫路市の場合は別に市民プールもあって、そのほかにこういった施設があるということで、複合施設なわけですが、健康増進施設でいえば市民誰もが各自の年齢や体力に応じて健康づくりに取り組む施設というふうに位置づけられておりました。

運動施設や機器の配置だけではなく、効果的な利用方法の指導や助言というのを行っていましたし、高齢者の介護予防に配慮したサービスプログラムに設定しているなど、ソフト面も非常に充実していたというふうに感じました。

この施設も利用は非常に多いということで、人口

も多いのですけれども、健康づくりには17万2,000人を超える。

それから老人福祉センターでは9万人を超えていると。

子育て支援でも3万人を超えるというようなことで、1日平均しても950人が利用をしているというようなものでありました。

健康づくりという点では60歳以上の方を対象としておりまして、60歳以上の高齢者の占める割合が全体の75%占めるというようなことで、ここでも利用状況が高齢者を中心に非常に高いというふうに感じておりまして、やはり当市においても健康増進施設ということにおいては、長年、通年プールの要望というのがある中で、健康増進施設も併設するというようなことでは、やはりそこが高齢者の皆さん、利用されるだろうなというようなことも感じておりましたので、その点では、当市のこれからできるであろう健康増進施設をよりよいものにしなければならぬなということを感じて帰ってまいりました。

以上です。

○金兵委員

私からも視察についての報告を簡単にさせていただきます。

まず京田辺市ですけれども、老人福祉センターと児童館の複合施設ということで、今松浦委員からもありました利用者がとても多くて、高齢者の方々にとっても、また小さな子どもたちに対しても、利用率が高くて使いやすいという説明を受けてまいりました。

ただ、せっかくの複合施設の割には、世代間交流が少ないというのが課題だと言っていて、いろいろ今後施設のほうでも自然と世代間交流がなされるかなというふうに思っていたらいいのですけれども、それがなかなかされないということで、これからいろいろな取り組みをされていくということですので、世代間交流というのは私、重要なものだということに思っていますので、この辺についてはまた今後も見させていただき、網走市としても、もしこのような建てかえが行われるようであれば、このような複合施設も考えていかなければいけないと思いますけれども、そのときには交流ということも十分に考えていかなければいけないのではないかなというふうに思いました。

続いて名張市のほうは、子ども条例についてであ

りましたけども、これは子どもの権利の保障と子どもの健全育成という二本柱で、ものすごく緻密に考えられている条例で、市としてもそれに沿って事業を進められているということでありました。

また大きな特徴としては、この名張市にはこども部というのがありまして、子どものことを考える組織、子どもについてのことをやっていくのが独立した部になっていたということで、より動きやすいのかなと。

また各担当の事業についても、きちんと子どもの権利にそった事業がなされているかというのを年度ごとに評価して、表明するというのもやられていましたので、各課をまたぐような事業も網走市でもあると思いますけれども、これについては十分な連携が必要になってくるのではないかなというふうな印象でございました。

最後にすこやかセンターですけれども、市民の健康、網走市にも市民健康増進プールができるということで視察に行ってきたのですけれども、網走市とはちょっと概要は違うのかなというふうに思いましたが、プールの使用に関して高齢者と小さな子どもたちの間で使用方法が違うため、トラブルが起きることもあった。

高齢者の不平不満が多いというようなことも言っておりましたので、その辺の線引きというのをきちんと今後できる、網走市の市民プールでもやっていけないのかなという。

あとは利用率に関しても、この姫路市のほうは高齢者が多いということで、時間帯が重なってしまって、うまく回せないということもあるということで、その辺のプログラミングですとか使用についても、一考する必要があるのではないかなということで帰ってまいりました。

以上です。

○山田（俊）委員

私のほうも二人の委員が言ったように、同じような説明を受けて、そして同じような感じは受けてきました。

まず京田辺市なのですけれども、ここは高齢者と子どもたちが自然な形で共にふれあう世代間交流という形でやっているようです。

この世代間交流は、誰でも一緒に仲よく年寄りと子どもが交われればいいなというふうに思ってたのですけれども、実際お話を聞いた中では

なかなか難しいと。

お年寄り子どもがあまりにもうるさくて、最初はいいのですけれども、そのうち疎ましくなるとかという話をされていました。それをどう結びつけるかということが課題であるというふうに聞いております。ですから、私たちの町でそういうものをつくるなり、そういう計画があるのであれば、この辺をどうクリアするかということは課題ではないかと、そういうふうに思っていました。

ただこの町では、ここの施設に行くにはバス料金が無料であるということで、これはずっと続けているのですけれども、この無料いつまで続けていくかわかりませんけれども、場所がちょっと不便なところにあるので、そのような形で運営をしているということでもあります。また、うちの町と違って人口が増加しているので、その点は成り立っていくというふうな話をされておりました。

次に名張市なのですけれども、名張市の子ども条例の関係なのですけれども、先ほど金兵委員が言ったように子ども部というのがありまして、子ども部には専門の相談員がおられまして、一般の役所職員なのですけれども、すぐれた相談をできる立派な女性の方がおられまして、その方が綿密に悩みのある子どもたちをサポートしているという現状があり、なかなかすばらしいなと。

この辺は人材の関係もあると思いますので、私たちのまちにどう応用できるかということになると、一つはこの方という指定なのですけれども、山本相談員という方がいるのですけれども、このような方が育っていればいいなというような印象を受けてまいりました。

それから姫路市の行政視察なのですけれども、ここも姫路市すこやかセンターは、割と最初に行きました京田辺市のような感じなのですけれども、ここは前の施設、名張市もそうなのですけれども、この施設はほとんど影響プールも併用されて、それから老人のフロアとか健康づくりの場所とかふれあいの場所というのがありまして、そこでプールをやらない人はカラオケをやられていたり、そういった施設があります。

そして、そこで老人たちが集まって楽しく過ごしているのですけれども、ただ問題点は、例えばカラオケ施設は問題であるというようなこと、それから健康器具も利用の仕方ですとトラブルが起きると、そう

いったような話をされていました。

網走市にはそういうものはないのですが、もし仮にそういうようなことがあったとしたら、この辺はどう運用するかということが課題になるというふうに思っております。

それから、ここは利用するのには3時間駐車場無料という形をやっています。

この3時間ルールと言っておりましたけれども、3時間経ったら帰るというような形で、駐車料のかからないような工夫で皆さん利用しているようなお話をしておりました。

それからあとは、お年寄りと子どもの世代間交流というのは、両方の町を見てもなかなか難しいなと思う印象を受けてまいりました。

以上です。

○空委員

それぞれ皆さんと同じように京田辺市、三重県の名張市、兵庫県の姫路市と三市を所管事項という形の中に当てはめた中で、先進的に感じられた部分について視察をさせていただきました。

京田辺市の部分でございますけれども、老人福祉センター宝生苑、それから大住児童館の視察をさせていただきました。

中身については、それぞれお話ありましたように一定の目的に近づいている部分もあるなと思いますけれども、少し難しい部分もあるのかなというふうに感じております。

ただ、京田辺市は人口6万5,000人くらいのまちでございます。

この中で利用者の数が高齢者並びに子どもをトータルすると約11万人くらい年間利用者がいると。

これは利用率として非常に高いということです、当初の目的に近づいているのかなと。

あと、子どもたちと高齢者との交流という部分、これが終局の目的になっているようでございますので、どういう形でこれらの接点を図っていくのかなということが、今後の大きな課題なのだろうと思っておりますけれども、やはり利用率高いということは非常に将来の望みについて希望が近づいているのではないかと、このような考え方をしております。

そういう形で感じて見させていただきました。

それから三重県名張市の子ども条例の部分についてはそれぞれお話ありました。大変、子どもの権利という部分をしっかりと守っていこうと。ただ私は

少し気になったのは非常に大事なことで、子どもたちの権利というもの十二分に認めていこうと。

しかし一方で責任もあるのだということを理解をさせる努力も忘れない取り組みをしていると。こういう部分については大変大事なことで、このような考え方をしております。

特に子ども会議の開催等を通じて、さまざまな内容を市長への提言という形の中で行っておりまして、その内容の一部を市長が政策に取り入れて、実際に政策として実施していると、このような事例もあるということで、このことがますますこの子ども会議だとか、こういう部分についての活発な議論の場になって、つながってくるのではないかと、このように考えまして聞いておりました。これは非常にすばらしいことだなというふうに考えております。

それから兵庫県姫路市すこやかセンターでございますけれども、これらについても大体皆さん方同じテーブルで聞いておりまして、皆様方からお話があったとおりでございます。

ただファミリーサポートセンターの、このすこやかセンター、利用に関して基本的には市民限定と。しかしながら、親が姫路市において働いているという部分については、利用することができるという。このような部分を設けておりまして、これはある程度考えることが非常に大事なことでないかと。実はこのようなふうに感じておりました。

総評としましては、近年少子高齢化社会の中で子どもと高齢者を大事にすると、複合施設を建設することで、高齢者と子どもの交流というものの促進を図ることを目的としている行政の取り組みについては、当市においても今後検討する必要性を感じてまいりました。また運営においては、いろいろな問題点も聞かさせていただきました。

大変参考になり、今後の我々の活動についてもこれらを生かしていきたいと、このような考え方をしております。

以上です。

○渡部委員長

最後に副委員長お願いします。

○立崎副委員長

今回、生活福祉委員会として行政視察をさせていただきました。

各委員さん今お話があったとおり、皆さん同じ説明を聞いてきた中で、皆さんそれぞれが思っている

ことを述べられましたけども、私のほうから感じたことなのですから、皆さんとほぼ同じ意見だなというふうに思いまして、最後にまとめという形で私は報告したいなというふうに思います。

京田辺の宝生苑、それから姫路のすこやかセンターにつきましては、やはり世代間交流ということを大きな目的として考えていたのではないかなと思います。

それぞれの高齢者それから子育て、それぞれの分野に関していえばきちんとした対応をとっていて、利用する方々もきちんとその辺は理解していて利用率も高く、すばらしいなというふうに思いました。

ただ、世代間交流というのはやはり大変難しい問題なのだなというふうに感じてきたのがまず1点です。

当市においても、今後考えられる大きな課題ではないかというふうに思います。

世代間交流、これいつの時代も大変難しい問題です。きめ細やかな対応も必要でしょうし、それぞれの考え方もある程度のところで妥協をさせていかなければ、うまくいかない事業なのだなということを感じて帰ってまいりました。

また名張市の子ども基本条例なのですから、権利保障、それから健全な育成を目的に実践されておりましたけれども、これも行政マンの方がやはりすばらしい熱い意見を持った方で、熱心に取り組んでいたというのと、専門的知識がやはりしっかりしているものがあって、この辺は見習うべきものはあるのだなというふうに思いました。

ただ実際それを実践していくとなると、なかなかそれは大変なことだなというのが話を聞いていて思いました。

当市においても、今後考えていかなければならないまちづくりのための、一つの方策であるなというふうに感じて、今回の視察を終えさせていただきました。

以上です。

○渡部委員長

各委員からからの報告をいただきまして、生活福祉委員会として直接現場に行き、同じ認識を抱いて、課題等を今後の生活福祉委員会の所管として今後の活動にそれぞれ生かしていきたいと思っております。

またこの御手元のレポートとともに調査概要を添付の上、後日議長あてに調査結果報告を提出するこ

といたします。

これにて行政視察の取りまとめは終了いたします。

次に3のその他でございますが、委員より何かございませんか。

○松浦委員

先ほど市民健康プールの関係で概要若干質疑をわけですけれども、これは今後、実施設計が出てくると思いますし、健康増進機能の充実という点ではこれからも、いろいろな点を質疑が変わりますので、次回に望んで行きたいと思っております。

それと総務文教委員会の中でもありましたけれども、合同審査というのですかね、総務文教と生活福祉の合同審査のお話がありました。

それはそれで必要なことかなと、両方にまたがる課題でありますから、そのようなことも感じたわけで、その辺でぜひ検討していただければなというふうに思うところです。

以上です。

○渡部委員長

今、松浦委員より総務文教との連合審査についていかがかというまず意見が出ましたので、意見として受けとめておきたいと思っております。

後日皆様に相談をしたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

(「よし」の声あり)

○渡部委員長

他に理事者からなにかございませんか。

(「ありません」の声あり)

○渡部委員長

これにて生活福祉委員会を閉会いたします。

午後1時52分開会

